

座談会 × 4市概況

いちかわ 市川市

東京都に隣接し、都心から 20 km 圏内にある市川市。首都圏有数の労働供給地である一方、200 年以上の歴史を持つといわれる「市川の梨」や、かつて製塩業と成田詣の中継地として名を馳せた行徳の海苔養殖など、都市近郊農漁業の街としての顔も持つ。

また、自然が多く閑静な街として、古くから多くの文人墨客に愛され、近年では日本画の巨匠・東山魁夷ひがしやま かいいがその半生の居を構えていた。

●人口 / 471,955 人 ●高齢化率 / 17.0% ●民生委員数 / 定数 462 名、実数 457 名 ●委員担当世帯数 / 平均 545 世帯（最大 1,280、最小 102） ●市民児協事務局 / 社協 ●地区民児協 / 18 地区（独自の区域） ●地区社協 / 14 地区（町会・自治会区域）

そうさ 匝瑳市

平成 18 年、旧八日市場市と旧野栄町のさかが合併して誕生した「匝瑳市」。日本有数の栽培面積を誇る「植木の街」、また市内各所に 200 本以上もの巨木（※1）が残る「巨木・巨樹の街」として知られている。

また、難読・誤読地名番付（※2）では、西の横綱・兵庫県宍粟市と並んで、東の横綱にその名が挙げられている。その他、国の重要文化財に指定される飯高寺はんこうの総門・講堂などの文化遺産や、農産物では県内で唯一匝瑳市のみで生産されるという赤ピーマンなどの特産品がある。

●人口 / 39,813 人 ●高齢化率 / 26.5% ●高齢者世帯 / 7,574 世帯 ●民生委員数 / 定数 87 名、実数 86 名 ●委員担当世帯数 / 平均 144 世帯（最大 492、最小 65） ●市民児協事務局 / 行政 ●地区民児協 / 6 地区（行政区） ●地区社協 / 11 地区（小学校区域）

（※1）市 HP 上の定義では、巨樹・巨木は地上 1.3m の高さで幹周り 3 m 以上の樹木

（※2）竹内正浩「日本の珍地名」（文春新書）



東京・秋葉原駅と茨城・つくば駅を結ぶ「つくばエクスプレス」の開通（平成 17 年）に伴い、沿線の開発が進む流山市。都心までの通勤の利便性と自然が多く残る住環境の良さから、若い世代を中心に年々人口が増加している。

江戸川・利根運河という 2 つの水運に恵まれたこの地は、かつて江戸の物産集積地として栄え、また新撰組局長・近藤勇、俳人・小林一茶所縁の地としても知られる。

●人口 / 164,879 人 ●高齢化率 / 20.7% ●民生委員数 / 定数 163 名、実数 154 名 ●委員担当世帯数 / 平均 400 世帯（最大 850、最小 40） ●市民児協事務局 / 社協 ●地区民児協 / 8 地区（中学校区域） ●地区社協 / 15 地区（小学校区域）

かもがわ 鴨川市

平成 17 年、旧天津小湊町と合併し、県内有数の観光の街である鴨川市。市内には、棚田百選に選ばれた長狭地区の大山千枚田や、源頼朝公所縁の仁右衛門島、日蓮聖人所縁せいちようの清澄寺や鯛の浦など、自然と文化に触れ合える街として、年間通して多くの観光客が全国から訪れる。また、その温暖な気候から花卉栽培が盛んな他、地場産の山海の珍味をふんだんに盛り合わせた「おらが丼」は市内約 50 店舗で食べることができる。

●人口 / 36,328 人 ●高齢化率 / 31.3% ●高齢者世帯 / 4,317 世帯 ●民生委員数 / 定数・実数 78 名 ●市民児協事務局 / 行政 ●地区民児協 / 4 地区（中学校区域） ●地区社協 / 12 地区（小学校区域）

(羽田) 動より社協活動に費やす日数が多い状況で、自分はどちらの活動をしているのかよくわからないという背景もありました。

行政としては、何かにつけてあて職のように民生委員へ依頼することを、今はできるだけやめてもらうようにしています。ただ、民生委員は意識が高く、頼りになる存在なので、時にはご無理なお願いをさせていただくこともあります。この際も、依頼の目的や、それを民生委員が行う意味については、きちんと説明するようにしています。

山崎 地域福祉活動というのは、一部の誰かがどんどん背負いこんでいくと、息苦しくなって続けていけないものです。

民生委員などの担い手の方々に、「大丈夫」「やれるよ」と言って頂いたとしても、そこに我々職員が乗っかり過ぎてしまうと、そういう重さに耐えられない方も多いと思うので、例えば任期や年齢、病気など、その方の状況にあったスタンスで関わる必要がありますし、気を付けなければいけないところだと思います。

また、民生委員は、非常勤特別職の公務員として、福祉事務所の協力機関に位置づけられていますので、その切り分けをきちんと我々もしないといけないと、いつも考えています。

先程、榎本さんが言われた「民生委員自身がいなかった時に、何か問題が起きた際はどうするんだ」ということですが、普段から我々社協や行政職員が、皆さんとその際の対応方法について確認し、時には気にせず、旅行に行ってもらえるような環境を整えることも、大切だと思っていますね。

補足

県内（千葉市を除く）53市町村のうち、「行政」に市町村民児協事務局が置かれているのは37市町村（20市17町村）、「市町村社協」には16市町（15市1町）となっている。

座談会出席者4市のうち、市川市と流山市は社協に、匝瑳市と鴨川市は行政に、市民児協事務局が置かれている。

なお、匝瑳市社協の木野氏には、市民児協事務局を持たない市社協の立場として、ご参加いただいている。

1つの事業全てを背負うのではなく、どの部分を担うのかを考える

木野 ひと昔前は、民生委員の家に地域の方がよく相談に来ていましたが、最近はそういう場面をあまり見ない気がします。かつては、生活保護の関係で、地域の方との関わりが強かったようにも思いますが、今は生活保護自体が民生委員を通さずとも、直接行政に相談に行くことができるようになってきていますよね。そういう意味では、民生委員が地域と関わりを持ちにくくなってきているのかなと感じることがあります。

例えば、生活保護が決定した時、どこの情報まで民生委員は把握しているのかということ、以前ほど市からの情報提供はないような気がします。そうすると、民生委員が本来力を入れていたところが、段々弱くなってきているように思えるんです。

大野 流山市では、個人情報の開示は頂いていましたが、一生懸命に活動するがゆえに誤解を招く行動が生じ、それ以来一部の情報はいただかずとも良いという申し入れをしたところでした。

児童扶養手当等も決定した時、行政の担当者が「あなたの担当民生委員はの方ですか。お知らせしても良いですか？」と尋ねると、7割の方は「関わりを持ちたくない」、「知られたくない」と言われるそうです。

情報をいただいても、どのように関わるかはあくまでもその方の気持ちを優先するという形を取っていますね。

木野 社協が行う生活福祉資金の貸付においても、件数的には圧倒的に民生委員が関わらないケースが多くなってきています。

そうすると、地域の福祉課題に民生委員が関わるきっかけが少なくなってきているのかなと



思います。新任委員さんなどは、「何で自分たちがお金を貸す仕事をするの?」という方もいますが、かつてこの制度が民生委員の世帯更生資金(※2)から始まったという経緯からすると、そういう関わりが小さくなってきているというのはどうなのかなとも思います。

(※2)生活福祉資金制度は、戦後増加した低所得者層の自立更生を目的として、昭和20年代に民生委員が行っていた「世帯更生運動」を端緒とし、昭和30年に制度化され、現在に至る。

榎本 たしかに、以前と比べて、民生委員の役割が変化してきているところはありますね。

ただ、1つの取組みの中にも、民生委員が関わる場所はいろいろな段階があって、全く関わらないというわけではないんです。



(写真左から)山崎氏(市川市)、進行役・泉氏、大野県民児協会長、榎本県民児協副会長

民生委員活動というのは、つなぐだけでも支援、話を聴くだけでも支援だとすると、どこで民生委員が関わっている(支援している)かというのは、かなりの部分" (見えない)裏方の仕事"であるということを、福祉関係者には理解してほしいですね。

NPOなどは、「私はここでこんな活動をしています」と旗を挙げてやっていますが、民生委員は「私はこの人を支援しています」というわ

けではありません。行政や社協につないだ際も、結局住民の方は行政や社協にいただいたとなりますから、民生委員がどこで関わったのかわ周知から理解されにくいところがあります。

1つの事業全てを背負うのではなく、民生委員はどの部分を担うのかを考えていくべきです。例えば「つなぐ」ことは民生委員、その他は専門職というように、それぞれの立場に即した支援を行い、うまく連携をしながら、1つの事業を成し遂げるということを、支援者の中で考えておかないといけないと思います。

山崎 先程、木野さんが言われていた「情報が民生委員にうまく入らない」ということでいうと、例えば障がいをお持ちの方の情報は、なかなか民生委員には入りにくいと思うんですね。

市川市では、行政と市民児協が「個人情報の提供」について、協定を結んでいるわけです。公務員同士が、何で協定を結ぶ必要があるんだろうと不思議に思ってしまうんです。

全員 不思議ですよ。

羽田 昔と比べると、全体的に(要援護者の)対象者数が増えている割に、情報が民生委員に入りにくくなっています。

鴨川市の山間部でさえ、情報が入りにくい家や周りに情報を発信できない方が増えてきていて、民生委員の「地域の生活状況を把握する」という基本的な活動が、やりにくくなってきています。

昔は、隣近所にちょっと聞けば、「今の時間なら田んぼだよ」とか「買い物に行ったよ」とわかったのが、今はそうではありません。

現在は、生活困窮だけでなく、生活課題に対応するという時代を迎えて、(地域の中の課題や関わり方が)複雑化し、その対象者も増えているところがあります。

民生委員には、もっともっと「地域の情報を集める」機能に特化していただきたいと期待しても、なかなかそれができない状況です。

また、地域の中でも、民生委員の持つ情報が

(羽田) ほしい地区社協と、守秘義務のため話すことができない民生委員という関係の中で、民生委員が一生懸命に地区社協活動をしていると、いろいろな葛藤を常に感じないといけない状況が作り出されていると、ものすごく感じています。

榎本 行政には、自治会の加入率をしっかりと上げてほしいとお願いしています。市全体の加入率は約 62%、低い地域になると 30%台で、今も下がっている傾向にあります。自治会のないところの情報を掴むことはなかなか難しいんです。

山崎 支援者側として、一緒になって考えないといけないのは、受け手側の意識の持ち方があると思います。

例えば、震災でいうと、「受援力（助けてもらう力）」というものが大切だと思います。きちんと、SOS を出せるような人になっていただかないといけない。これは行政だけでは難しいところもあると思うので、社協もその役割を担えればと思います。

榎本 委員の中には、民生委員活動だけでは情報が取れないから、地区社協活動に参加することで、情報を集めていると言っていました。地域によっては、そういう目的で自ら進んでサロンなどの活動に参加している人もいますね。

木野 サロンなどに行くことで、情報がある程度つかめる反面、サロンなどに出て来ない、または出て来られないような方たちの情報がつかみにくいというところがありますよね。

匝瑳市では、平成 22 年 8 月から「1 人暮らしで 70 歳以上の高齢者世帯」と「75 歳以上の夫婦世帯」を対象に「あんしん箱」という事業を始めました。これは、何かあった時のために、箱の中に連絡先やその季節の衣類などをしまっておくものなのですが、この事業を行う時も民生委員にお願いしました。担当地域に、対象世帯は何世帯あるかという調査と、その対象者に箱を届けることをお願いしたんです。

民生委員からは、活動自体は面倒だと言われ

ましたが、何か持っていくのは（安否確認として）訪問する良いきっかけとなって、初めて訪問できたところもあったようです。安否確認する場合でも、何かきっかけがないとなかなか行きにくいのかなと感じました。

夏と冬で、この「あんしん箱」に入れる中身も変えないといけませんので、対象者に「(箱の中身の) 入れ替えをしていますか」という確認も、安否確認に行くきっかけになればいいと思っています。当初予定していた数は、300 個(世帯) ほどでしたが、今では 1,200 個の利用があり、現在も増え続けています。



(写真左から) 羽田氏 (鴨川市)、木野氏 (匝瑳市)、山崎氏 (市川市)

地区社協の機能や活動に、価値を見出せば負担感は変わる

泉 (実態調査には)「地区社協活動への参加についてやりがいや負担感はありますか?」という質問があり、市川市は都市部にも関わらず、やりがいを感じている方が多いようです。何か特徴があるのでしょうか。

山崎 おそらく、以前の方が負担感は強かったように思います。ただ、皆さん言われるように、今の方が仕事は増えているはずなんです。

これまで、ボランティアとして福祉に携わるとなると、特定のグループに所属している人が民生委員でしたが、市川市では自治会だけとか

民生委員だけではなく、多くの方に参加していただいているので、以前より少しその（地区社協の担い手の）幅が広がっています。また、地区社協の場が、支援者同士を結びつけ、支援方法などを検討する場となっているところもあり、そういった点で民生委員の負担が軽減されているのかなと思います。

市川市と同じように、愛媛県松山市でもサロンの場が、民生委員の負担軽減や担い手不足の解消につながっているようです。

松山市の（民生委員の）定数は、900名以上いますが、欠員が1人もいないということです。市内約290ヶ所以上でサロンが開催されており、ここに多くの地域住民が、その担い手として活動しています。

退任間近の民生委員は、その様子を見て「この人なら大丈夫だ。民生委員をまかせられる」と、後任の候補者探しをするようになったようです。地域の中で選べる人が増え、「次はあなたお願いね」と言って辞めていくので、欠員が出なくなったというわけです。また、その新任委員が困った時にも、既に知っている、助けてくれる方が周り（地域）にいたので非常にやりやすい環境ですよ。

大野 地区社協の活動の場合、なぜ負担感が少ないのかということ、参加することに暗いイメージが無いということがあると思います。

民生委員活動ですと、どうしても難しい事例を扱うことが多いので、どこか重苦しいイメージがありますが、地区社協の場合には催し物に参加して、住民の方と会話をしたり、楽しく参加できるイメージがありますね。

前回の一斉改選時、流山市では欠員数が県内でも多い方でした。あの時、世間では「消えた高齢者問題」が騒がれていて、私には重くてとてもやることができないという人がいました。

山崎 たしかに、厚生労働大臣の委嘱状を持って活動できる場面というのは、大野さんが言われるようなところがある気がしますね。

羽田 民生委員が、地区社協の機能や活動に価値を見出すことができれば、負担感という話は全然違うものになってくると思います。

例えば、地区社協に「情報が集まる」とか「（支援者）仲間がつながる」というような機能があれば、民生委員にとっても地区社協に出ていく意味があると思いますし、それが結果として、地域の中での課題解決力を上げることにもつながります。地区社協の役割の一つには、地域に“つながる仕組み”を作るといったことがあると思います。

山崎 よくわかります。都市部でも中山間地でも、地域課題はどこも同じなんです。田舎だと、何でも知っているかというところでもない。段々、人口が減ってきて、隣の家との距離が離れていくと、家の中に閉じ込められてしまうようになります。昔のことは知っているけど、今誰がそこに住んでいるのかはわからないという状況なんです。

地域みんなを集めて、「今あそこの家はこういう状況だ」ということを確認できるように“つながる仕組み”を作らないと、地域のことわからなくなってしまう状況にきています。

羽田 地域住民の中で、民生委員はこういう人で、だから自分たちが選んだという意識がないと、現実的には民生委員が活動をする上でも立場上でも非常に苦労します。逆に、それを作ることができれば、活動しやすくなると思います。

それを作るのは、行政の役割で、地域や地区社協に対し、民生委員の役割などを訴えかけていく必要があります。ただ、その前に（行政が）民生委員の役割というものを明確にしておかないと、地域に説明することはできません。

私が普段地域の方や民生委員の皆さんに言っていることは、民生委員は「個人を援助するという機能はあるが、すべてを援助できるわけではない」こと、また「つなぐ」役割と「地域の情報を集める」役割があるということです。

地区社協はというと、これまでいろいろな方

(羽田) に参画していただき、敬老会やお弁当配りなどを行ってきましたが、その機能がうまく見えなかったところがありました。

これから超高齢化社会を迎える中で、地区社協には「見守りのある地域づくり」を期待しています。また、(地区内の) 民生委員の立ち位置をしっかりと決めていくことや、地区の情報を民生委員に提供する役割もあると思っています。民生委員は、その集まった情報をもとに活動し、市に働きかけるというイメージです。



鴨川市では、「見守りのある地域づくり」を目指し、行政・社協・民児協が一体となって、平成 19 年から 3 年間、厚生労働省の「安心生活創造事業」を実施。現在、全市にその活動の輪を広げようとしている。

そういった機能を持つ地区社協と民生委員が、地域のいろいろな人と協力し、地域の中で地域の課題を解決できる仕組みが必要だと思っています。

行政の役割は、地域の中で課題を解決できなくなった時に、それらを受け止める仕組みを整えることにあります。例えば、鴨川市では「福祉総合相談窓口」というものを設置し、児童から高齢者に至るまで、すべての相談を 24 時間受け入れる体制を整えました。民生委員も、夜中に困ったことがあったら、そこに電話をすれば社会福祉士や保健師、介護福祉士などの専門職グループが動くことになっています。

行政は最終的な受け皿を作り、市社協は地域づくりのコーディネーター、そして地区社協は地域づくりを実践するというように、それぞれ協力しながら役割を分担して動いていく必要があると思います。

また、行政は、地域に制度的な網掛けをすることは得意ですが、そこからこぼれた部分への対応というのは不得意です。そのこぼれた部分、つまり制度の狭間にいる方たちについて、地域づくりを行う地区社協にお願いしたいと考えています。

泉 今のような仕組みが、将来考えられていくとすると、社協としてどのように思われますか？

木野 戦後、長い間かけて、ある意味では社会保障は充実してきたと言いますよね。社会保障が充実してきたということは、言葉を変えると、社会保障の仕組みが緻密になってきているということです。今までいろいろな制度の中で、いつも最後に“その他市町村が認めるもの”といったように、そこでまかせてもらえる部分がありました。社会保険の仕組みが緻密になってくると、(羽田さんの言われる) こぼれる方が出てくるわけです。そして、そのこぼれる方たちをどう救っていくかということ、それは地域そのものだと思うんです。

ただ、現実の地域を見つめてみると、活動の温度差が出ているのが現状です。「こういうことをやっていきましょう」と、地区社協に伝えてはいるつもりですが、「じゃあ、うちはこういう風にやろう」というように、自主的に地域づくりを行っていくことは、現状ではなかなか難しいところがあります。一番わかりやすかったのは、災害への取り組みでした。自主的に動



匠瑳市社協では、介護保険事業や(先に挙げた)「あんしん箱」事業などを通して把握した情報をもとに、共助・近助を軸にした地域づくりを模索している。その手始めに、本年度より 2 ヶ年、厚生労働省「安心生活創造事業」を開始し、要介護者の見守りや買い物支援等の活動を展開していく予定。

いたのは、危機感が強い海に近い方たちでした。

ただ、実際に災害が起きた時、民生委員だけに委ねておいて、果たして地域が機能するかというと、その時民生委員がいないかもしれない。そうであれば、地域の中で、民生委員と一緒に活動してくれる人たちをつくっていくのが、地区社協なのだろうと思います。

山崎 民生委員活動の基本は、個別支援だと思います。野球に例えると、個別ケース（ボール）を持つ民生委員はピッチャー、社協や行政の担当者がキャッチャーです。



市川市社協では、地域福祉活動計画に基づき、14ある地区社協別に「わかちあいプラン」という5ヶ年計画を整備している。このプランは、各地区社協に参加する住民自身が「どのような街に住みたいか」を考え、自らが主体となって活動する実践的な計画となっている。現在は第2期目を推進中。

そのボールは、時にすごく重かったりするので、キャッチャーに対して、これはこういうボールですよと言って手渡す。ときに、民生委員は茂みの中に隠れているボールを探し出したり、他所の人から「ここにこういうボールがあるよ」と言われて拾ってきて、それを必要な人（キャッチャー）に渡すというイメージです。

でも、その仕組みだけでは支えきれないものというのは、ケースによって、またその過程にもあると思います。この部分は支えられるけど、この部分は行政として手が出せないよというところはあると思うんです。そうした時、そのボールは、もう一度民生委員の手元に戻ってくることがあると思います。

その際、ピッチャーである民生委員が、振り返った時に、後ろを守ってくれる人がいないと、孤独感ややりがいの無さにつながってきます

が、専門職も住民も、みんなで民生委員を支えていくんだという意識があると、民生委員の良さも出ていくのかなと思いますね。

榎本 ただ、民生委員の置かれている状況（信頼度・環境・経験など）は、皆同じではないんですよ。一人は、そのボールを受けられるかもしれないですが、同じボールでもとても受けられない人もいるので、そこが難しいところなんです。

山崎 我々（専門職）にもよくあることですね（笑）

榎本 民生委員を2期3期とやっていただければ、どの方向へどのくらいの強さで投げればいいのか、きちんとしたボールをキャッチャーに渡すことができる力量がついています。

ただ、残念ながら、民生委員を3年で辞めてしまう方が増えています。それを行政や社協は、よく見極めていただきたいと思います。ピッチャー役の民生委員に対しても、ケアが必要で、支援をしてもらう必要があります。

山崎 支援者である民生委員を、サポートしないといけないんですよ。

木野 そういった点を、地区社協がお手伝いさせてもらえるとありがたいですね。民生委員だけでは、地域の福祉課題を支えきれないですよ。

山崎 担当する地区民児協の定例会に行くと、行政からのとてつもない量の依頼ごとを、皆さんに全部説明して、そのうえで民生委員同士の話し合いを行っています。

地区社協が、民生委員を支えるのと同時に、こぼれた人を支えるということを考えるのであれば、そこで終わらないで、会長さんに集めてもらった民生委員個別の案件というものをちゃんと受け止めるとか、負担に思っている方たちを支えるという視点が必要だと思います。

榎本 自主的にやるのと、嫌々やるのとでは全然違います。ストレスいっぱいの中でやってもいい結果は出ないので、民生委員の「活動しや

(榎本) すい環境づくり」にご理解いただければありがたいですね。

地域福祉の未来予想図

泉 最後に、今後の民生委員と地区社協のつながりについてや、地域の中での役割についてご意見をいただければと思います。

羽田 地区社協には「地域づくり」という役割を期待しています。「地域づくり」というと、従来福祉のイメージから少し離れてしまうように感じますが、見守りをはじめ、お互いが助け合えるような「地域づくり」を目指せば、それが結果として大きな福祉になるのだと思います。

民生委員が、情報を把握しづらい環境の中で、行政は「住民が地域の情報を（民生委員に）伝えてくれる」、「民生委員を支えてくれる」ような仕組みが必要だということを、地域に責任を持って訴えかけていかなければいけません。行政は、その仕組みを地区社協と一緒にやっていきたいと思っています。

行政は、まず市社協と何を一緒にやっというかと考えて行く中で、民生委員・市社協・地区社協・行政の4者が、みんなで何かの方向に向かって、安心して暮らせる地域づくりを目標としていきたいと、青写真を描いています。

山崎 今日話を伺っていて、「要援護者の時代」だなと感じました。要援護者の時代というのは、「要援護者の望む生活を、地域が支える」という意味と、もう一つあるように思います。

それは、要援護者自身が「地域の担い手（人材）」と成り得るのではないかとということです。高齢化が進んでいることから考えると、都会でも中山間地でも、日中家にいるのは年配の方や障がいがある方で在宅の方、または小さいお子さんがいる世帯です。この方たちは、皆さん要援護者なんです。

国の統計で調べてみると、日本人は土日も働いている人が多いようです。若い人が、日中、田舎にも都会にもいないとすると、地域の主役

は要援護者の方たちというわけです。

この方たちは、サービスを受けることもあるし、自分も何かの形で（できる範囲で）参加してもらおう。そして、民生委員には、その要援護者の状況や、自分たちだけでは担えないぞという信号を、いろいろな人（行政・社協など）に対して発信していただきたいと思っています。

地区社協は、地域に対して「今まで支えてもらう側だと思われていた方も、支えていく側になれることを、一緒に考えていきましょう」という声かけをしていきたいなと思っています。

行政や市社協は、医者でいうと、非常に緊急で、手術が必要な方や重い病気になった方を集中的にお手伝いをする。そして、皆さんの地域に、またその方を戻す時に、（地区社協や民生委員に見守りなどの）協力をお願いするといった役割に変わっていくのかなと思っています。

木野 戦後、高度経済成長が続いてきた時代から、それまであった地縁や血縁、仕事でのつながりといったものが支えていた部分を、経済成長を経て来る中で、日本人はあえてその部分を切り捨ててきました。「あなたのことに口出ししない代わりに、私のことにも口を出さないで」という価値観を選択してきた中で、かつての「縁」みたいのものがなくなってきています。

そういう現状であれば、違う縁みたいな仕組みを作らなければいけないと思うんです。この縁を地域で作っていくのが、社協の目指している福祉コミュニティです。これをきめ細かく進めていくのは、地区社協という組織以外にはないと思います。

これまでのように、地域で福祉のことをやるのは民生委員というかつての姿ではなく、民生委員と一緒にやってくれる人たちを地域で作っていく、そういう役割を地区社協が担っていかなければいけないと思っています。できれば、民生委員には、今まで福祉に関わりのなかった人たちに、福祉へ近づいてもらえるような働きかけをしてもらえるとありがたいです。

榎本 先程から話に出てくる「地域づくり」についてですが、民生委員が行う「相談・支援活動」と「地域づくり」は、ある程度分けて考えるべきだと思います。何でもキャッチボールというわけにはいきません。民生委員の活動を支えているのは、相談者からの相談内容を周囲に漏らさないという信頼感があってこそです。

地区社協と民生委員は、(個人情報に対する)受け取り方がだいぶ違うように思います。地域づくりについては、関係する人は、日頃から「こういう場合はこうしよう」という連携をとっていくのはいいんですが、お互いの立場を踏まえた中での地域づくりが必要となってくるように思います。

その中で、民生委員は、特別職の地方公務員である民生委員だからこそできる役割について

検討し、実践していく必要があると思います。

大野 地区社協の方たちには、民生委員に対して一番大きな理解者と協力団体であってほしいと思います。民生委員としては、きちんとした連携先を把握し、どうしたら解決できるかということを見極めて活動していかなければいけないなと考えています。

今、地域にはいろいろな課題がありますが、とにかく関係機関と話し合う場を持つことが連携の第一歩だと思いますし、「活動しやすい環境づくり」につながるのだと思います。

泉 この座談会の内容を読まれた皆さんも、民生委員の役割や地域について、地区社協等の関係機関と、共に歩む仲間として前向きに話しあう機会を持たれるといいですね。

番外編

社協との未来予想図を描いてみよう！

座談会で出されたご意見と、(皆さんの)これまでの活動や地区社協との関わり方を踏まえて、あらためて今後どのような活動を行っていくか、皆さんで話し合ってみましょう。

- 1 座談会では、民生委員の役割について、「(支援を必要とする)住民の情報を把握する」とことと、その「情報をつなぐこと」が挙げられています。そして、地区社協には「見守りのある地域づくり」を担ってほしいとのご意見がありました。皆さんの地区では、民生委員(民児協)と地区社協は、今後どのような役割分担をしていくべきか、話し合ってみましょう。

- 2 座談会では、「社協活動に参加することも良いが、まず担当地域の実態把握など、民生委員活動やその役割について覚える必要がある」とのご意見がありました。また一方で、「社協活動に参加することで民生委員の役割を果たすことができる」とのご意見もありました。皆さんの地区民児協では、どのように考えますか？ 皆さんで話し合ってみましょう。

4. 活動記録の作成 No. 3

第3号では、記入マニュアル「活動記録記入例（P34～39）」No.5～9の設問とその解説です。

設問

No.5 | 夕方、息子さんから電話があり、退院後の介護保険の利用などについて、相談を受けた。

No.6 | (高齢者福祉課から依頼された) 70歳以上の方が対象の高齢者調査と、要援護者調査のため、K夫婦(夫婦ともに調査対象)宅を訪問した。

No.7 | (民生委員として役員を頼まれている) 町会の例会に出席した。

No.8 | 午後、声かけ訪問のため、Lさん宅へ立ち寄ったところ、身体に障がいをもつ息子さんの就職について相談を受けた。

No.9 | (民生委員として招待された) 小学校の入学式に参列した。

記入例

日・曜日	活動概要	相談・支援件数		その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		内容	分野	実調査把握(1)	参加・事業協力の(2)	行事・地域・福祉活動(3)	民営・児童研修(4)	証明事務(5)	通告・見介の要(6)	連絡・訪問(7)	その他(8)	委員相互(9)	関係の機他(10)	
6(土)	No.5	2	16								—			○
7(日)	No.6			IF							—			○
10(水)	No.7				—									○
〃	No.8	9	17							—				
12(金)	No.9				—									○

No.5

「相談・支援件数」には、①住民の方から具体的な相談を受けた時、②住民の方に対して具体的な支援を行った時、③関係機関と具体的な支援方法について話し合った時に記入します。

例題の場合は、上記①に該当しますので、「相談・支援件数－内容・分野」には、「内容－介護保険（2）」「分野－高齢者に関すること（16）」となります。また、相談の電話を受けていますので、「訪問回数－その他（8）」にも1件記入します。

なお、委員同士で話し合いを行った場合は、「相談・支援件数」には記入せず、「連絡調整回数－委員相互（9）」に、自分を除く人数を件数として記入します。

No.6

例題の場合、行政から依頼された「（70歳以上の方を対象とする）高齢者調査」と、「要援護者調査」という2つの調査活動を行っており、その対象者も複数人（K夫婦・2人）います。

こうした場合、「調査対象者の人数×調査の種類＝件数」と数え、「調査・実態把握（1）」には「4件（＝2つの調査×2人の対象者）」となります。

また、K夫婦のお宅を訪問していますので、「訪問回数－その他（8）」にも1件記入します。

No.7

民生委員として就任している他団体の役職（町会・自治会役員、社協役員・協力員、学校評議員等々）に関する活動は、すべて「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

例題の場合も、民生委員として就任している町会役員の活動を行っていますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に1件記入します。

その他、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」には、他団体主催・主体となる活動に参加・協力した場合に記入することになります。（事前準備も含む）

No.8

例題の場合、声かけ訪問で訪問していますので、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」に1件記入します。また、訪問時に相談を受けていますので、「相談・支援件数」に「内容－仕事（9）」「分野－障害者に関すること（17）」と記入します。

なお、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」には、声かけ訪問や安否確認、友愛訪問等の活動において、対象者（要援護者・気にかかる方等）の様子を、実際にお会いしたり電話で声を聞くなどして確認できた場合のみ件数を数えます。（新聞受けや洗濯物、部屋の電気等での確認のみでは、「訪問回数－訪問・連絡活動（7）」には記入しません）

No.9

No.7の解説記載の通り、他団体主催の行事への参加となりますので、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に記入します。

なお、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」・「地域福祉活動・自主活動（3）」・「民児協運営・研修（4）」については、1つの事業につき1日1件です。（例：1日うちに、3つの事業に参加した場合は3件）

ご意見募集

平成 25 年 12 月に控える一斉改選。新たに加わる委員の迎え方や引き継ぎ方法は、市町村や地区によって違いがあるものです。

皆様の市町村や地区での一斉改選の迎え方を教えてください。また、退任予定の方や継続予定の方は、それぞれに伝えたい思いを下記までお寄せください。(匿名可、体裁・字数は問わない、事務局で編集する場合あり)

連絡先

電話：043-246-6011

FAX：043-248-0084

E-mail：home@chiba-minkyo.or.jp

住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内

例えば……

- あなたの地区での引き継ぎ方法
(引き継ぎ物品・伝達方法・歓迎会……etc)
- 新任委員へ必ず伝えること
- (継続委員) 退任委員へ伝えたい思い
- (退任委員) 継続委員へ伝えたい思い

編集後記

第3号では、「社協とのつながりを考える」をテーマに特集しました。座談会では、民生委員・社協・行政関係者の方に、同テーマを軸に、民生委員を取り巻く現状や今後の展望等についてお話を伺い、様々な意見が出されました。

また、「2. 読者投稿」にも様々なご意見をお寄せいただき、地域や立場に応じて、社協との関わり方や見方が異なることがわかりました。皆さんも、「1. 60分でできる実践活動検討」を活用し、あらためて定例会などで話し合ってみてください。

次号(第4号)では、平成25年12月に控える「一斉改選」をテーマに、事前に行っておきたいこと、引き継ぐもの、そして定年で退任を予定されている方のお話などを掲載する予定です。(平成25年2・3月発行予定)

